

資格決定書

資格の決定を求めた議員

竹内 清海 議員

資格の決定を求められた議員

竹内 清海 議員

竹内清海議員の議員資格について、次のとおり決定する。

1 決 定

地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当しない。

2 理 由

別紙のとおり

令和 7 年 3 月 6 日

市川市議会

竹内清海議員の議員資格の有無に係る決定の理由は、次のとおりである。

○ 目 次

- 第 1 資格審査特別委員会の設置の経緯
- 第 2 審査の趣旨
- 第 3 審査において留意した事項
- 第 4 運営の方法
- 第 5 開催及び審査の状況
- 第 6 提出された記録等
- 第 7 委員外議員の発言
- 第 8 参考人及び理事者の発言
- 第 9 証人尋問
- 第 10 被要求議員による一身上の弁明
- 第 11 審査の過程で述べられた意見
- 第 12 討論及び採決

○ 添付資料 解決すべき論点に関する各委員の意見

○ 略称について

本資格決定書理由において使用する略称は、次のとおりとする。

市川市議会議長：議長

市川市議会事務局：議会事務局

資格審査特別委員会：本特別委員会

資格審査特別委員会委員：委員

株式会社コマツ：コマツ社

一般社団法人市川青年会議所：青年会議所

地方自治法（昭和22年法律第67号）：法

市川市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）：会議規則

市川市議会委員会条例（昭和46年条例第20号）：委員会条例

○ 日付の表記について

本資格決定書理由において使用する日付は、引用元の資料の記載等にかかわらず、和暦により表示する。

第 1 資格審査特別委員会の設置の経緯

竹内清海議員は、令和 5 年 5 月 2 日から令和 9 年 5 月 1 日まで任期を有する市川市議会議員である。

竹内議員は、法第 9 2 条の 2 の規定（以下「兼業禁止規定」という。）により、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないこととされているところ、令和 6 年 4 月 26 日、自らが同年 2 月 20 日まで監査役を務めていたコマツ社（代表取締役：飯沼俊雄氏）の売上の一部が本市から得られており、自らに兼業禁止規定に抵触するとの疑義が生じているとして、議長に資格決定要求書を提出し、この疑義を払拭するため議会において兼業禁止規定に該当するかどうかを決定するよう要求をした。

本特別委員会は、当該要求に伴い設置され、15 名の委員により、令和 6 年 4 月 26 日から令和 7 年 2 月 13 日までの間、12 回にわたり竹内議員の資格について慎重な審査を行った。

本特別委員会の設置に至る経緯等は、おおむね次のとおりである。

1 設置に至る経緯

- (1) 竹内議員は、平成 11 年 5 月 2 日から平成 15 年 5 月 1 日まで、平成 15 年 5 月 2 日から平成 19 年 5 月 1 日まで、平成 19 年 5 月 2 日から平成 23 年 5 月 1 日まで、平成 23 年 5 月 2 日から平成 27 年 5 月 1 日まで、平成 27 年 5 月 2 日から令和元年 5 月 1 日まで及び令和元年 5 月 2 日から令和 5 年 5 月 1 日までの間、市議会議員として在職した。
- (2) 平成 30 年 9 月 28 日、竹内議員がコマツ社の監査役に就任し、同年 10 月 16 日、その旨が登記された。
- (3) 令和 4 年 10 月 26 日、竹内議員がコマツ社の監査役に重任し、同月 28 日、その旨が登記された。
- (4) 令和 5 年 5 月 2 日、竹内議員が市議会議員に就任した。

- (5) 令和6年2月20日、竹内議員がコマツ社の監査役を辞任し、同年3月4日、その旨が登記された。
- (6) 令和6年4月19日、竹内議員ほか10名の議員から市長に対し、「竹内清海議員の資格決定の件」を付議事件とする臨時会招集請求書が提出され、市長により、同月26日に臨時会を招集する告示がなされた。
- (7) 令和6年4月26日、令和6年4月臨時会が招集されるとともに、竹内議員が議長に対し自身の議員資格に係る資格決定要求書を提出し、このことに伴い本特別委員会が設置され、議長により委員が指名された。

2 本特別委員会の構成

委員長 細田 伸一

副委員長 越川 雅史

委員 丸金 ゆきこ、国松 ひろき、とくたけ 純平、
西村 敦、中村 よしお、石原 たかゆき、廣田 徳子、
にしむた 勲、堀内 しんご、宮本 均、
小泉 文人、石原 よしのり、松永 鉄兵

(令和6年10月2日、委員であった門田直人議員から委員の辞任願が提出され、議長により新たに石原よしのり議員が委員として指名された。)

3 調査権の付与

令和6年4月26日、議会の議決により、法第98条第1項の規定による検査の権限及び第100条第1項の規定による調査の権限が委任された。

4 調査経費について

令和6年度 100万円以内（令和6年4月26日議決）

第 2 審査の趣旨

本特別委員会は、兼業禁止規定の趣旨、提出された記録等を踏まえ、竹内議員がコマツ社の監査役に就任していたことが兼業禁止規定に該当するか否かについて審査を行った。

なお、当該審査に当たっては、次のとおり解決すべき論点を整理した上で、更なる調査の必要性の有無等を確認しながら進めた。

- ・ 解決すべき論点について

(1) コマツ社が、法第 9 2 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

ア コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

イ コマツ社の本市に対する請負量が、コマツ社全体の請負量の半分を超えていたかどうか

ウ コマツ社の本市に対する請負量が、コマツ社全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

エ コマツ社の本市に対する請負量が、コマツ社全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

(2) 竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

(3) 竹内議員は、法第 9 2 条の 2 が規定する「監査役」に当たるかどうか

(4) 法第 9 2 条の 2 の規定に照らし、竹内議員が令和 6 年 2 月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

- (5) 竹内議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか
- (6) 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか
- ア 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか
- イ 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか
- ウ 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

第3 審査において留意した事項

本件の審査に当たっては、コマツ社の本市に対する請負量が同社の業務量のどれだけの割合を占めるかを比較して行うことが想定された。しかし、本特別委員会では、請負量について精緻な数字を算出することは困難であることから、竹内議員が提出した資料に記載されている同社の売上高等の数字を基礎とすることとし、これらの数字については、次の点に留意すべきであることを確認した上で審査を行った。

- ① コマツ社の決算に関する資料は、監査法人等による外部監査を受けていない可能性があること
- ② 本市の会計年度と法人の事業年度とでは始期と終期が異なること
- ③ 計算の根拠をどこに置くのか。例えば受注を基準とするのか、出荷基準とするのか、市の支払い総額を基準とするのか、納品・検収基準とするのか等、様々な選択が考えられること
- ④ 竹内議員は、請負量の割合の算出に当たり、本市の支払い額を税込みの純売上高で除しているものの、法律は請負量の割合の算出方法を定めていないため、弁明等で述べられている請負量の割

合は、あくまでも竹内議員が任意の方法によって算出したものであること

第4 運営の方法

本特別委員会は、運営の方法について次のとおり決定した。

1 本特別委員会の運営について

- (1) 会議は、原則として公開するものとし、傍聴等については、2のとおりとする。ただし、会議において取り扱う事項の性質上会議を公開することが適当でない場合には、傍聴を許可せず、また、会議を秘密会とする。
- (2) 会議の日程は、あらかじめ告知する。
- (3) 会議録は全文記録とし、原則として公表する。
- (4) 法第100条第1項の規定に基づく関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求については、3のとおり行う。
- (5) 会議における委員の発言は、挙手により行う。
- (6) 本特別委員会に対する取材には、委員長及び副委員長において対応する。
- (7) 上に掲げる事項のほか、本特別委員会の運営について疑義の生じた事項は、その都度会議に諮り決定する。

2 資格審査特別委員会傍聴等要領

(1) 傍聴人について

ア 傍聴希望者は、議会事務局において受付を行い、傍聴券及び傍聴章の交付を受けるものとする。

イ 傍聴人の定員は、原則として7人とする。ただし、委員長は、状況に応じ8人以上の傍聴を許可することができる。

ウ 傍聴人は、傍聴中は傍聴章を付け、傍聴終了後は傍聴券及び傍聴章を議会事務局に返却するものとする。

エ 傍聴人は、撮影及び録音をすることはできない。

(2) 報道関係者について

- ア 報道関係者は、事前に委員長の許可を得て入室するものとする。
- イ 報道関係者の入室は、人数を制限しない。
- ウ 写真及び動画の撮影は、開会前に限り認める。

(3) 委員会資料について

本特別委員会において委員全員に配付した資料は、非公開情報を除き、傍聴人及び報道関係者のうち希望者に配付することができる。

3 資格審査特別委員会調査要領

(1) 証人の出頭請求

- ア 関係人の出頭及び証言を請求する場合は、本特別委員会の決定により、議長に対し、関係人に出頭請求書を送付するよう求める。
- イ 出頭請求書は、出頭日の5日前までに、配達証明郵便により送付する。
- ウ 出頭請求を受けた者が補佐人同伴申出書により補佐人の同伴を申し出た場合には、本特別委員会の決定により、補佐人1名（原則として弁護士とする）を同伴して出頭することができる。
- エ 出頭請求を受けた者が出頭を拒否する場合には、正当の理由の存否を本特別委員会において決定する。

(2) 証人尋問

- ア 証人は、証人尋問の開始前に宣誓を行う。
- イ 証人席は、傍聴席の前とする。
- ウ 証人尋問は、委員長による尋問に続き、委員による補足の尋問を行う。
- エ 証人は、発言に際し資料等を参照することはできない。ただし、委員会が許可したときは、この限りでない。
- オ 証人は、委員長の許可を得て補佐人の口頭による助言を受けることができる。
- カ 補佐人は、証人に代わって発言することはできず、委員は、補

佐人に対して質問等をすることはできない。

(3) 記録の提出

ア 関係人に記録の提出を請求する場合は、本特別委員会の決定により、議長に対し、関係人に提出請求書を送付するよう求める。

イ 提出請求書は、提出期限の1週間前までに、配達証明郵便により送付する。

ウ 提出請求を受けた者が提出を拒否する場合には、正当の理由の存否を本特別委員会において決定する。

第5 開催及び審査の状況

本件特別委員会の開催及び審査の状況は、次のとおりである。

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
1	令和6年 4月26日	(1)正副委員長の互選 (2)証拠資料について (3)調査の方法について (4)竹内議員の資格決定の件	・正副委員長を選出 ・竹内議員に対し、任意で本件に関する資料の提出を求めることを決定 ・議長に対し、調査経費を100万円以内とし、法第98条第1項の検査権及び第100条第1項の調査権を本特別委員会に委任するよう申し出ることを決定 ・市長に対し、本特別委員会の説明員として、契約事務を所管する職員の出席を求めることを決定
2	令和6年 5月14日	・竹内議員の資格決定の件 (1)本審査特別委員会の運営について (2)要求議員から提出された資料について	・運営方法を決定 ・契約事務を所管する職員への質疑 ・竹内議員に対し、審査中の事件について説明を求めるため、令和6年5月14日に出席を求めることを決定

		(3)被要求議員が監査役に就任していた法人について (4)今後の調査について (5)次回の開催について	・ 竹内議員に対し、審査中の事件について説明を求めた後、委員による質疑 ・ 竹内議員に対し、審査中の事件について説明を求めるため、令和6年5月29日に出席を求めることを決定
3	令和6年 5月29日	・ 竹内議員の資格決定の件 (1)本特別委員会の運営について (2)前回配付した資料の訂正及び差替えについて (3)論点の整理について (4)竹内議員への質疑について (5)論点に関する意見の整理について (6)今後の調査について (7)次回の開催について	・ 「解決すべき論点」の内容を決定し、論点について協議 ・ 議長に対し、法第117条に規定する除斥事由に該当する議員を除斥せずに議決した可能性のある事案について報告することを決定 ・ 竹内議員に対し、審査中の事件について説明を求めた後、委員による質疑 ・ 「解決すべき論点に対応する記録または説明を求める事項」の内容を決定し、飯沼俊雄氏に対し、令和6年6月7日までに任意で記録の提出を求めることを決定 ・ 竹内議員に対し、審査中の事件について説明を求めるため、令和6年6月12日に参考人として出席を求めることを決定 ・ 飯沼俊雄氏に対し、令和6年6月12日に参考人として出席を求めることを決定

4	令和6年 6月12日	・竹内議員の資格決定の件 (1)5月29日の中村よしお委員の議事進行に関する件について (2)飯沼俊雄氏に対する意見聴取 ア．委員会として意見聴取すべき事項について イ．意見聴取 (3)竹内議員への質疑について (4)論点の整理について (5)今後の調査について (6)次回の開催について	・飯沼俊雄氏に対し、参考人として意見聴取 ・竹内議員に対し、審査中の事件について説明を求めた後、委員による質疑 ・解決すべき論点について各委員の意見を文書で提出することとした。 ・本特別委員会の審査の経過について中間報告を行うことを決定
5	令和6年 6月24日	・竹内議員の資格決定の件 (1)資料の差替えについて (2)論点の整理について (3)次回の開催について	・解決すべき論点に関する各委員の意見開陳
6	令和6年 8月9日	・竹内議員の資格決定の件 (1)論点の整理について (2)記録の提出請求について (3)証人の出頭請求について (4)次回の開催について (5)会議資料の公開について	・令和6年8月27日までに、飯沼俊雄氏に対し、後記第6の2(1)の記録を法第100条第1項に基づき提出を求め、市長に対し、第6の5(1)の記録を任意で提出を求めることを決定。 ・証人出頭請求に当たり、竹内議員及び飯沼俊雄氏と日程調整するとともに、証言を求める事項の委員長案を作成することを決定

			・各委員の意見が記載された資料（解決すべき論点）を公開することを決定
7	令和6年 8月28日	・竹内議員の資格決定の件 (1)提出された記録の審査について (2)証人の出頭請求について (3)理事者への出席要求について (4)次回の開催について	・後記第6の4及び5に記載した資料について審査 ・竹内清海氏及び飯沼俊雄氏に対し、証人として令和6年10月3日に出頭を求めることを決定 ・証人に対して通知するための証言を求める事項の内容を決定 ・証人尋問の方法を決定 ・証人から補佐人同伴申出書が提出され、委員長においてその内容が適正なものであると認められた場合、補佐人として弁護士の同伴を許可することを決定
8	令和6年 9月26日	・竹内議員の資格決定の件 (1)証人尋問の進め方 (2)主尋問事項について (3)次回の開催について	・証人に対し、委員長が総括的に質問する内容（主尋問事項）を決定
9	令和6年 10月3日	・竹内議員の資格決定の件 (1)証人尋問について (2)論点の整理について (3)次回の開催について	・竹内清海氏の補佐人の同伴を許可したことを報告 ・証人尋問（飯沼俊雄氏及び竹内清海氏）

10	令和 6 年 1 1 月 6 日	・ 竹内議員の資格決定の件 (1)論点の整理について (2)次回の開催について (3)会議資料の公開について	・ 解決すべき論点に関する各委員の意見開陳及び委員間協議 ・ 各委員の意見が記載された解決すべき論点を公開することを決定
11	令和 6 年 1 2 月 9 日	(1)竹内議員の資格決定の件 ア. 論点の整理について イ. 竹内議員からの一身上の弁明の申出について ウ. 討論 エ. 採決 (2)その他 ・ 記録等の返還について (3)次回の開催について	・ 解決すべき論点を更新した委員の意見開陳 ・ 竹内議員の一身上の弁明 ・ 討論 ・ 竹内議員は議員の資格を有しないとすることについて採決を行い、賛成少数により議員の資格を有するとすることに決定
12	令和 7 年 2 月 1 3 日	・ 竹内議員の資格決定の件 (1)資格決定書案について (2)本会議における議事の流について (3)会議資料の公開について	・ 資格決定書案について、委員長案を一部修正の上、決定

第6 提出された記録等

本特別委員会に提出された記録等は、次のとおりである。

1 資格決定要求書に添付された資料

- (1) 本市とコマツ社との令和5年度中の日付に係る物品供給契約書の写し7件分及び製造請負契約書の写し1件分
- (2) コマツ社の履歴事項全部証明書の写し

2 竹内議員が任意で提出した資料

- (1) コマツ社の10期比較変動損益計算書
- (2) 弁明書及び次の添付資料

ア 平成30年4月25日付総行行第94号行政課長通知（資料1）

イ 「行政通知の読み方・使い方」自治体法務研究2019夏（資料2）

ウ 最3小判昭62年10月20日（資料3の1）

エ 「時の判例」最高裁調査官解説ジュリスト904・81（資料3の2）

オ コマツ社と市川市の取引（資料4）

コマツ社の事業年度毎の売上高及び当該売上高に占める本市への売上高並びにその割合がわかる資料

令和6年5月16日及び同年6月17日にそれぞれコマツ社の事業年度ごとの売上高を消費税込みのものとする差替え及び消費税率を修正する内容の差替えがあった。

カ 東高判平成15年12月25日（資料5の1）

キ 平成16年度主要民事判例解説 判タ1184・276（資料5の2）

ク コマツ社の登記情報（資料6）

ケ 新版逐条地方自治法（第4次改訂版）（資料7）

兼業禁止規定を解説したもの

3 飯沼俊雄氏が任意で提出した資料

(1) 次の事実が真実であることの宣誓書

ア 竹内議員はコマツ社の経営に関与しておらず、出資も受けていないこと。また、竹内議員に対して役員報酬の支払い、政治活動寄附、政治献金を行っていないこと

イ 竹内議員がコマツ社の監査役に就任している期間中、コマツ社の株主に本人及びその親族は含まれていなかったこと

ウ 竹内議員がコマツ社の監査役に就任している期間の、株主総会及び取締役会において竹内議員は一切出席しておらず、両会議体において一切発言していないこと

エ コマツ社と市川市との取引について、コマツ社の関係者が相談、依頼、問い合わせ等を一切していないこと

オ コマツ社の市川市に対する請負に係る収入額は、売上高の勘定科目において、「本社売上高」、「学校売上高」及び「サービス料収入」のうち、全ての収入額について「本社売上高」に含まれていること

(2) コマツ社の定款の写し（監査役に関する規定を抜粋したもの）

(3) コマツ社と本市との契約書の写し（平成30年10月から令和元年7月までの日付に係る契約書の写し24件分、令和元年8月から令和2年7月までの日付に係る契約書の写し29件分、令和2年8月から令和3年7月までの日付に係る契約書の写し42件分、令和3年8月から令和4年7月までの日付に係る契約書の写し30件分、令和4年8月から令和5年7月までの日付に係る契約書の写し13件分、令和5年8月から令和6年2月までの日付に係る契約書の写し6件分）

(4) 要請された記録の提出について（提出できない記録とその理由が記載された書類）

4 法第100条第1項の規定により飯沼俊雄氏に提出を求めた記録

(1) コマツ社の監査役選任に係る平成30年9月28日付の竹内清海

氏の就任承諾書の写し

- (2) 竹内議員主催のパーティーにコマツ社の社員が参加した際の、たけうち清海後援会を支払先とし、支払日を平成31年1月20日及び令和2年1月19日とする支払報告書の写し並びに同パーティーに参加した際に受領した同後援会発行の平成31年1月20日及び令和2年1月19日付の領収書の写し

5 市川市長が提出した記録

- (1) コマツ社と市川市の取引記録（竹内議員がコマツ社の監査役に就任していた期間中のもの）

第7 委員外議員の発言

会議規則第116条第1項の規定により竹内議員に出席を求め、説明を聴いた。その概要は、次のとおりである。

1 令和6年5月14日の発言

- (1) 令和6年3月1日に、議会事務局の職員に呼ばれ、私がコマツ社の監査役になっていることを聞き、議長からアドバイスをもらったことから、疑義を晴らすために、このような経緯となった。
- (2) 平成30年から6年間監査役に就任していたことは全く分からなかった。同年の何日かは分からないが、飯沼俊雄氏に名前を貸してほしいと言われ、何に使うのかを聞かなかったことを非常に反省している。また、飯沼俊雄氏からこれに名前を使いましたとの報告もなかったため、全く知る由もなかった。
- (3) コマツ社から株主総会への出席の招致に関する書類は全くなく、監査役として業務を行うことは一切なかった。
- (4) 平成31年は議長として、令和3年の9月、12月については議員としてコマツ社との契約に関する議案の採決に参加していたが、コマツ社の監査役になっていたことを知り得なかったため、採決についても全く分からなかった。

- (5) 自身を含めて親族等がコマツ社に出資しているという事実は、過去に全くない。
- (6) 飯沼俊雄氏とは、長い付き合いである。青年会議所の先輩と後輩という仲であり、様々な形で接点があった。ただし、監査役のポストは、就けば大変な役職であるので、監査役の就任を依頼されているとは考えていなかった。
- (7) 飯沼俊雄氏から名前を貸してほしいと依頼されたときに、書類にサインは一切していない。ただし、載せるのに正確な住所が欲しいとのことで、住民票を提出したことはおぼろげに覚えている。印鑑証明等は提出していない。
- (8) 議会事務局から監査役となっている事実を聞いた後、飯沼俊雄氏に、私は大変な立場になったと伝えたところ、飯沼俊雄氏は、心配かけて悪いなというような話をしてくれた。
- (9) 監査役は、当然なっではいけないため、一日も早く退任したほうがいいのではないかということで退任した。
- (10) 監査役の辞任の手続はコマツ社が行ったのだと思う。
- (11) 辞任の登記日は、事前に承知しておらず、私にはよく分からない。確認はしていないが、飯沼俊雄氏に、これは日にちが違うのではないかと聞いた際に、遡ってできると聞いている。
- (12) コマツ社と本市との間に長らく経済的な取引関係があったことは、詳しくは分からないが、取引をしていることは分かっていた。
- (13) 私が提出したコマツ社に係る資料は、疑義を晴らすためには正確な資料が必要であるため、何としても提出してもらいたいとの思いでコマツ社に依頼したものである。
- (14) 監査役としての役員報酬等は一切もらっていない。
- (15) 私が行っている石油や社会福祉法人の事業において、コマツ社との取引は、石油の事業はガソリンの販売であるため、規模からすると少しであると思う。社会福祉法人の事業は、コピー機等のリース

などである。

- (16) 株式会社竹内石油では代表取締役、社会福祉法人青風会では理事長の役職に就いている。

2 令和6年5月29日の発言

- (1) コマツ社から本市の取引に関する相談等は一度もなかった。
- (2) 10期比較変動損益計算書は、今回、コマツ社の本市に対する請負量が全体の請負量の50%を超えるかどうかは1つの大きな論点だったため、コマツ社に提出してもらいたいと依頼し、コマツ社から提出されたものである。私が預かったような形で提出した。
- (3) 10期比較変動損益計算書において、本社売上げ、本店売上げ、学校売上げとあるが、このうちコマツ社の主たる売上げが本店売上げ高であることについては詳しくは知らなかった。
- (4) 監査役就任の際、私が議長の年度に、仮本庁舎の会派の部屋または議長室で、飯沼俊雄氏と2人で話をして住民票を渡したと思う。
- (5) 住民票を渡した際、取締役や監査役、相談役、顧問など、役員名簿の中に入るものかと思った。
- (6) 住民票を渡し、名前を貸したのであるから、登記されることはあらかじめ承知していた。
- (7) 住民票の取得は、議会事務局の職員にお願いしたか、私が行ったか分からない。
- (8) 監査役就任にあたり、就任承諾書にサインしたことは一切ない。
- (9) 登記上監査役になっている期間中に、コマツ社の登記事項証明書を見たことは全くない。
- (10) コマツ社から報酬や陣中見舞い等の金銭の受領は、一切ない。
- (11) 主催している年に1回の催物に飯沼俊雄氏が来たことはないと思う。コマツ社の関係者が来たことは、あったのではないか。
- (12) コマツ社の経営に関わっておらず、違反はしていないと思うが、兼業禁止規定もあるので疑義が生じてはいけないので、2月末頃に

飯沼俊雄氏に辞任させてほしいと伝えた。その後、3月1日に正式に報告があって、おそらく辞任をしたと思う。

- (13) 飯沼俊雄氏とは長い年月付き合っているが、月1回会うか会わないかである。

監査役を辞任した後、電話で相談したり、資料を出してもらいたいなど、そのようなことで会って話をしたりしている。会うよりも電話で話すほうが多いのではないかと思う。本件が収束した後の関係は、分からない。

- (14) 弁明書に添付して提出した「コマツ社と市川市との取引」（前記第6の2(3))を差し替えた理由は、飯沼俊雄氏から消費税を入れたほうが正確であるため、もう一度提出してもらいたいと言われたので、飯沼俊雄氏が持ってきたものをそのまま提出した。

- (15) コマツ社が本市とある程度の取引をしていることは分かっていた。

- (16) 兼業禁止規定に係る反復性があるかは、どのような基準か分からないが、ただ、取引の割合を出して上申書を作成した。

- (17) コマツ社の本市に対する請負量の割合は、無視し得る程度に小さい割合であるか否かについては、それぞれの捉え方だと思うので、私からは答えられない。

- (18) 飯沼俊雄氏と請負はどれぐらいあったのか、それ以外の継続的な取引はどれぐらいあったのかなどのお話はしていない。

- (19) 監査役を辞任する際、辞任の意思表示は令和6年2月末ぐらいに口頭だけで名簿から名前を抜いていただきたと言った。

3 令和6年6月12日の発言

- (1) 監査役の就任に当たり、報酬に関する話は一切なかった。

- (2) 名前を貸してほしいということが発端であり、会社の一端を担うポストになるとは思っていなかった。

- (3) 主催の催物の会費は、男性、女性で分けていて、会費については、4,000円前後だと思う。参加したコマツ社の社員は男性であり、

10年ぐらい前に、二、三回ぐらい来た。

- (4) 監査役就任後、6年間何もなかったもので、当時のことは記憶にないぐらい忘れている。

第8 参考人及び理事者の発言

1 参考人としての発言

委員会条例第29条の規定に基づく令和6年5月29日の本特別委員会の決定により、飯沼俊雄氏に対し参考人として本特別委員会への出席を求め、同年6月12日に参考人として飯沼俊雄氏から意見を聴取した。その概要は次のとおりである。

- (1) 竹内議員とは、昭和56年に青年会議所に入会してからの付き合いである。
- (2) 竹内議員とは、青年会議所で1週間に一、二度、会っていた。昭和60年は私が卒業する年であったが、その1年間も同じような付き合いがあったかと思う。その後は、あまり会う機会がなくなり、様々な団体の集まりで時々会う程度で、双方から積極的に会うことはなかった。
- (3) コマツ社のガソリンは株式会社竹内石油で入れている。
- (4) 監査役就任の依頼については、役員改選に当たり、真面目で、私の商売に関係性がなく、地元で生まれ育った者として、青年会議所の後輩であった竹内議員に依頼した。平成30年9月か10月頃、役員になることについて承諾をもらい、登記のため、当時の仮本庁舎の議長室で住民票を受け取り、手続きをした。
- (5) 住民票の提出を依頼すれば、役員になり、登記されることは、竹内議員も会社を経営しているため当然承知していたと思う。
- (6) 監査役就任の手続については、私どものような零細企業は司法書士などに依頼、相談し、お任せしている。署名や押印はいただいております、住民票以外は何も受け取っていない。

- (7) 監査役就任を依頼した際、名前を貸してほしいというくらいの感覚で、監査役と言ったかどうか、記憶が定かでないが、役員を受けてくれということで依頼した。なお、監査役の就任が決定してからその旨を伝えたり、株主総会に招集したりしたことは全くない。
- (8) 竹内議員には、監査役の就任を要請している認識であった。
- (9) 監査役を竹内議員に依頼したことは、市議、議長だからということとは全く関係なく、そのようなことで取引が増減することはない。役員が議員であっても売上げに関係することは一切ないし、市との取引で有利になることなど全くない。
- (10) 令和6年2月末頃に、コマツ社の社員が顧客から、今度、竹内議員の資格審査があると聞かされ、私にその報告があった。同じ頃、竹内議員から、コマツ社の役員になっていることについて話があった。兼業ということなので辞任することになると思い、2月20日付で監査役を辞任する手続の準備をし、3月の初め頃、竹内議員から辞任したいと言われ、2月の末ぐらいの日付で3月になってから登記した。監査役辞任の日付を2月20日として登記することはあらかじめ竹内議員に知らせていなかった。
- (11) 竹内議員より過去の売上げを知りたいと言われたため、10期比較変動損益計算書を竹内議員に渡した。
- (12) 竹内議員がコマツ社と本市の取引関係に関する資料を差し替えた経緯は、総売上げに消費税が入っていないと割合が正確に出ないため、私から申し出て消費税を足したものを渡した。
- (13) 竹内議員は、私どもが市川市とどのくらい商売しているか、どんなことを行っているかをおぼろげに知っているぐらいだと思う。私自身も、とにかく業種を超えてあらゆるものを取り扱っており、そのような事情を竹内議員は承知していないと思う。
- (14) 竹内議員に無報酬で監査役に就任させた理由については、単に名前を借りて登記するという考えであった。私が株を80%近く持つ

ているので、あとの役員は名前を借りるという形式的なものになっているのが実態である。

- (15) 令和4年に監査役重任の登記については、辞めたいという連絡もなかったため、そのまま継続したという経緯である。
- (16) この委員会まで、兼業禁止規定については知らず、竹内議員と話したことはない。
- (17) 本件について、弁護士等には相談していない。
- (18) 兼業禁止規定の中身については、いまだもって分からない。市川市との取引が私どもの売上げの50%以上であるとよくないという程度の知識である。
- (19) 竹内議員は監査役としての仕事を全くしていなかった。会社の税務申告その他は税理士に任せている。
- (20) 竹内議員主催の催物には、営業社員を一人行かせた。市川グランドホテルで、会費制で3,000円か5,000円ぐらいで行っていたかと思う。私が行ったことはない。会費は、会社で稟議書を書かせて支出している。竹内議員からは、担当者が参加したことについてお礼などの反応は全くなかった。何年前ぐらいからやっているか記憶は全くない。
- (21) 弊社は、税務調査において1円の狂いもないという調査結果を受けており、金銭を裏金で渡したり物で渡したりした事実は一切ない。
- (22) 私がコマツ社に入った昭和43年頃は、市川市役所との取引はゼロであった。昭和45年、指名参加願を出し、1年間は取引がゼロで、2年後、初めて注文をもらった。それからの取引関係である。
- (23) 市川市の売上高は、毎年変動している。大型案件を取り扱った年の売上高が全体の売上げの中で多くなることがある。
- (24) 市内の主立ったところとは、取引できているかと思う。単年度では、市川市よりも多く取引している病院もある。学校売上げも別があり、市内の私学と取引している。その中でも継続的に言えば、市

川市は大きい顧客と思っている。

(25) 本社売上高がコマツ社の主な売上高である。

(26) コンスタントに件数も多く、何百円単位のものから受注しているので、そのような部分（本社売上高において主要な部分を占めているのは本市との取引である）があると思う。そのような中で、この5年間の平均が30%弱となっているのではないかと思う。

2 理事者の発言

委員会条例第21条の規定に基づく令和6年4月26日の本特別委員会の決定により、本件に関する法人の情報、兼業禁止規定の趣旨等について関係する職員から説明を受けるため、市長に対し本特別委員会の説明員として契約事務を所管する職員の出席を求め、同年5月14日に当該職員から意見を聴取した。その概要は次のとおりである。

(1) 竹内議員が監査役となっていた平成30年9月28日から令和6年2月20日までの期間で、議会に提出した契約のうちコマツ社に係る議案は、物品の購入に関するもので3件あった。平成31年2月定例会においては、議案第70号として、件名は気化式涼風機の購入、契約金額は8,216万6,400円、令和3年9月定例会においては、議案第35号として、件名は学習用タブレット等の購入、契約金額は1億3,860万円、令和3年12月定例会においては、議案第48号として、件名は市川市文化会館用備品の購入、契約金額は2,420万円であった。

(2) 契約をする際、相手方の役員又は支配力を持つ人の中に議会関係者がいないかということは、審査の項目に入っていない。

(3) 入札の参加資格についての登録申請は、千葉県電子自治体共同運営協議会にまとめてされ、その際に法人の登記事項証明書が提出される。その段階で、役員の構成をはじめとする法人の登記の内容について調べることはしていない。

(4) 兼業禁止規定は、議員の身分の保持の要件を定めるものであり、

本市とコマツ社の契約の効力は影響を受けないものと考えている。

第9 証人尋問

法第100条第1項の規定により、飯沼俊雄氏及び竹内議員に対し、証人尋問を行った。その概要は、次のとおりである。なお、竹内議員の証人尋問の際には、補佐人として橋爪雄彦弁護士が同伴した。

1 飯沼俊雄氏（令和6年10月3日実施）

(1) 竹内議員のコマツ社の監査役就任に係る経緯について

ア 竹内議員に監査役就任を依頼した理由は、仕入先やメーカー関係の者を採用した場合に、そのメーカーの色がつくことを嫌ったためである。また、仕事を依頼するわけではないが、何かのときの地元の者の信用度、安心感を踏まえたためである。

イ 竹内議員は、監査役就任を依頼したときには、議員になっていた。

ウ 監査役就任に係る登記を終えた後、竹内議員に登記をしたことを書面で報告していない。

エ 竹内議員以外の役員に就任依頼をした際には、皆親しくしている者であるので、名前を貸してという依頼をしたと思う。

オ 竹内議員が監査役に就任する前の監査役は私の親戚であり、竹内議員と同様に名前を借りているだけで、一切、会社に来ていなかった。

カ 私は、市民ゴルフ大会を設立した一員で、昨年まで会長も務め、次期会長には竹内議員が就任した。会長を辞任してからは、研修会や市民ゴルフ大会などには、一切行っていない。

キ 竹内議員は、自身が監査役であることを6年間全く知らなかったと発言しているが、忘れていたのだと思う。竹内議員の監査役就任期間中相談や礼は一切していなかった。

(2) コマツ社及び飯沼俊雄氏と竹内議員との関係について

ア 竹内議員とは、私が昭和５６年に青年会議所に入会し、それ以来の付き合いである。現役のときは、１週間に二、三回、朝まで飲むような付き合いをしていた。竹内議員が監査役就任の依頼を受けた後も、今までどおりの付き合いの延長線上で、様々な団体の集まりで顔を合わせたり、（竹内議員が経営する）ガソリンスタンドにいるときは挨拶し、少し話をしたりする程度で、近來、特に会って行動を共にすることはない。

イ 陣中見舞い、寄附、政治献金等の金銭を竹内議員に提供したことは一切ない。

ウ 竹内議員主催の催物に社員が参加した記録は、５年前までのものしか残っておらず、令和２年か、その前の年ぐらいが最後であったと思う。参加者は１名であり、領収書をもらってきた社員に、会社が立替え分を支払った。

エ 竹内議員又はその親族等がコマツ社に出資したことは一切ない。

(3) コマツ社と本市との契約書の写し（前記第６の３(3)）について

ア 市川市が公募しているもののうち、当社が取り扱えるものは、２割あるかないかである。取り扱えるものについては、応募している。

イ 学校教育部の主に机及び椅子の什器備品に係る契約がかなり連続しているが、他市の学校への納品の実績はなく、市内の私立学校にはかなりの実績を持っている。

ウ 市川市には長年お世話になっているため、学校関係の入札においては、定価の４０％ぐらいで納めている。

(4) 就任承諾書の写し（前記第６の４(1)）について

ア 書類の作成については、誰が行ったのかは分からない。司法書士に認め印を用意するように言われたため、あのような形で押印をして、あとは専門の者が登記をした。

住民票と承諾をいただいた後の報告はしていない。

イ 就任承諾書に押印した印章は、竹内議員から借りたものではなく、司法書士から認め印を用意するようと言われて用意したものである。

(5) 竹内議員によるコマツ社の経営、事業への関与について

竹内議員が監査役を務めていた6年の間に、竹内議員との会話において、市役所の建替えなど本市の調達に関わることやコマツ社の業績、事業、経営などの話題は一切なかった。

(6) コマツ社にとって市川市は重要な顧客である。大きい仕事はほかのところでも結構いただいているが、スポット的なものが多い。市川市は継続して、ある程度の仕事は頂いている。取引がなくなれば会社が潰れるかどうかは分からない。

(7) 法第92条の2という言葉は、今回初めて知った。

2 竹内議員（令和6年10月3日実施）

(1) 竹内議員のコマツ社の監査役就任に係る経緯について

ア 名前を貸すということは、会社の一端を担うような役職ではなく、顧問程度に就くものと思っていた。青年会議所時代の深い絆が尾を引き、名前を貸したのだと思う。

イ 監査役の就任について、最初に電話で名前を貸してほしいとの依頼があったのかどうかは分からない。

(2) 竹内議員のコマツ社の監査役辞任に係る経緯について

兼業禁止規定を知っていた上で、その後、監査役になっていることを認識し、これは辞めたほうがよいと思った。

(3) コマツ社及び飯沼俊雄氏と竹内議員との関係について

ア 飯沼俊雄氏とは、昭和47年か48年頃に、青年会議所で初めて会って、5～6年一緒にいたかと思う。

イ 当時は結構頻繁に会って、お酒を飲み交わしたこともあった。

青年会議所から離れた後は、月1回会うか会わないかの頻度で、年度によっては年間4～5回のときもあった。個人的に会う機会

はほとんどなく、何らかの会の際に偶然会う程度かと思う。監査役になっていた間も２人で会うことはほとんどなかったと思う。

- (4) 兼業禁止規定があることは、議員になったときの勉強会または仲間同士の話の中で知った。私も商売をしているため、中身は当然知っていた。

第 10 被要求議員による一身上の弁明

竹内議員の申出を受け、本会議においては法第 127 条第 2 項の規定に基づく令和 6 年 4 月 26 日の決定により、また、本特別委員会においては令和 6 年 12 月 9 日の決定により、それぞれ当該決定の日に竹内議員の一身上の弁明を行った。その概要は次のとおりである。

1 令和 6 年 4 月 26 日の本会議における一身上の弁明

今回の行為は、多くの市民に誤解を与え、また、市川市議会に対し迷惑をかけたことを反省するとともに、関係者におわび申し上げる。

私がコマツ社の監査役に就任していたことが、兼業の禁止に抵触するのではないかとの疑義で本特別委員会が設置された。今までの判例や行政解釈などに照らせば、兼業の禁止に抵触しないことは容易に理解できるものと思い、以下のとおり、説明する。

- (1) 法は、地方議員が当該地方公共団体に対して請負をする主として同一の行為をする法人の取締役や監査役などになることを禁止している。請負とは、なりわいとして行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払いをすべきものとされている。この点、総務省の行政課長通知によれば、「同条の請負は、ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約を含む一方、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、

同条の請負に該当するものではない」と各都道府県に通知している。また、「当該売買契約が一定の期間にわたり納入することを内容とし、又はその契約の履行にあたり事実上必要とされる時期に、分割して供給する等継続的な供給契約ではなく、単なる一時的な売買契約であれば該当しないものと解する」とされている。

- (2) 本件について見ると、コマツ社から聴取したところによれば、同社は、事務機器などを販売する会社であり、本市との取引は、本市が物品購入の必要が生じたときに、随意契約や入札などにより売買をするにすぎない。
- (3) 主として同一の行為をする法人とは、最高裁判例によれば、当該普通地方公共団体等に対する請負の量が当該法人の全体の業務量の半分を超えるなど、右請負がその法人の業務の主要部分を占め、その重要度が、長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すとされているところである。これを本件について見ると、コマツ社から聴取したところによれば、同社は民間などとの取引も多数あり、本市の売上率は過去10年間で平均25.7%、直近5年間でも平均31.3%にすぎない。よって、全体の業務量の半分を超えるものではない。
- (4) 東高判平成15年12月25日によれば、「長、議員が長、議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や長、議員が個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合などは、長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高い」と判示している。これを本件について見ると、私の当該会社の監査役の就任は平成30年9月となっている。コマツ社が名目的な監査役に登記をただけとのことであり、私が経営に関与したことは一切ない。加えて、私が当該会社に出資している事実もなく、役員報酬のみならず、その他いかなる名目の金銭も当該会社から受

領した事実はない。さらに、コマツ社やその役員から私の政治活動に関し寄附など政治献金を受けた事実もない。よって、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いとは到底言える関係にはないと思う。

(5) 今までの判例や行政解釈及び各事実に照らしてみれば、私が主として同一の行為をする法人の監査役であるとの評価には当たらないことは明らかである。早急に本特別委員会において適切な判断がなされ、私の疑義を晴らしていただくことをお願い申し上げる。

(6) なお、地方議員の成り手がいないことについては重大な問題となっており、その要因の一つに兼業の禁止があると言われ、政府等関係機関において緩和する議論が進められている。令和５年度改正法では、まず個人事業者の請負について一部許容された。このような社会の流れを十分考慮されることを申し上げたい。

2 令和６年１２月９日の本特別委員会における一身上の弁明

コマツ社の監査役として登記されていたことは事実である。様々な経緯はあるが、深く反省をしているところである。

今までの証人喚問や質問等において、私の知り得る限り、正直に答えてきた。また、飯沼俊雄氏には、本市の取引関係にある重要な書類等について提出をさせていただいた。

採決に当たっては、委員の適切な判断をお願いしたい。

第１１ 審査の過程で述べられた意見

審査の過程で述べられた解決すべき論点に係る各委員の意見は、次のとおりである。なお、各委員から提出された解決すべき論点に関する意見の原文は、添付資料を参照のこと。

1 解決すべき論点に係る意見

(1) コマツ社が、法第９２条の２が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

ア コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

① コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

② 証人尋問にて、飯沼俊雄氏は、ほかの顧客はスポット的なものが多く、翌年に同じ仕事があるとは限らないが、本市とは一定程度の取引が継続している趣旨の説明を行っている。

これらのことから「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものであったことは明らかである。

③ 長年にわたり本市と取引関係にあるが、その内容は一般競争入札、見積もり合わせの結果の取引が大半であり、コマツ社の取扱い業務量の2から3割に満たないものであるため一定期間にわたる継続性、反復性を有する取引関係に立つものではない。

④ 都度入札による納入等の取引であり、リース契約のような一定期間の継続的反復的取引が約束されたものではない。

⑤ 竹内議員の弁明によると、コマツ社は「事務機器などを販売する会社」とのことであり、「市川市が物品購入の必要が生じたときに、随意契約や入札などにより売買」をしていたものと認められることから、コマツ社は本市に対し、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものと判定すべきである。

同じく竹内議員は、コマツ社は本市に対し、「過去10年間で平均23.97%、直近5年間でも平均28.6%」の請負量

があったことを認めているが、飯沼俊雄氏の陳述によると、コマツ社と本市との取引は「４０年以上に及ぶ」とのことである。

以上より、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったと判定すべきである。

⑥ 平成３０年４月２５日付の総務省による技術的な助言によると法第９２条の２の請負については「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、同条の請負に該当するものではない」とあり、一般競争入札、見積り合わせの結果の取引であって、一定期間にわたる継続性、反復性を有する取引関係に立つものではない。

⑦ 法は「主として同一の行為をする法人」としか規定しておらず、入札による場合を除外していないものと解釈する。入札により落札したことは当該該当性判断に影響するものではなく、その取引は４０年以上に及んでおり、一定期間にわたる継続の自主的な取引関係があるものと判定すべきである。

イ コマツ社の本市に対する請負量が、コマツ社全体の請負量の半分を超えていたかどうか

コマツ社と本市との請負量の正確な計数を算出することは困難かつ非現実的であり、議員の身分に係る調査には迅速性も求められることから、この点は竹内議員の弁明等に基づき、コマツ社の本市に対する請負の量が、コマツ社全体の請負量の半分を超えていなかったものと判定して差し支えないものとする。

ウ コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

- ① コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分に至っていたか否かは重要でない
- ② コマツ社の業務内容から、請負関係ではなく、そもそも「主として同一の行為をする法人」にも当たらないため、業務の主要部分を占めていたとも言えない。
- ③ 長年にわたり本市と取引関係にあるが、契約方法は一般競争入札、見積もり合わせが大半であり、コマツ社の取扱い業務量の2から3割に満たないものであり、業務の主要部分を占めるものではない。
- ④ 本市が重要な取引先であったと認められるが、重要顧客の一つに過ぎず、継続的、反復的取引関係により安定的な収益源として業務の主要部分を占めていたとは認定できない。
- ⑤ 飯沼俊雄氏は本市以外の大口取引は単発のものが多く本市との取引が唯一の継続的な大口取引先であり重要な取引先との認識を証言したことからコマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたことは疑う余地はない。
- ⑥ コマツ社の本市に対する請負は、臨時に物品を販売するような単なる一取引をなすにとどまっていたわけではなく、竹内議員の弁明によると、総売上高に占める本市に対する請負の割合は「直近5年間でも平均28.6%」に及んでいるとのことであり、過去5年間に限っても「継続的な取引関係に立つ」ものであり、一定の時間的継続性や反復性を有するものと認められる。なお、飯沼俊雄氏の陳述によると、本市との取引は「40年以上に及ぶ」とのことである。

加えて、竹内議員が提出した資料4『株式会社コマツと市川市の取引』によると、令和3年8月から令和4年7月までにおけるコマツ社の「純売上高」に対する「市の支払額」は「売上割合」の「41.4%」に達していることから、コマツ社の本

市に対する請負の量は、同社全体の請負量の半分以上を超えていないものの、コマツ社の業務の４割超に達しており「業務の主要部分」を占めていたことは明らかである。

また、竹内議員が提出した資料『１０期比較変動損益計算書』によると、コマツ社の売上は、「本社売上高」の他、「学校売上高」「サービス料収入」などで構成されていることが分かるが、令和３年８月から令和４年７月までにおけるそれぞれの「売上高」の総売上高に占める割合は、「本社売上高」が約８６．７％、「学校売上高」が約１２．１％、「サービス料収入」は約１．２％であることから、コマツ社においては「本社売上高」が業務の主要部分を占めているものと判定すべきであり、この点は、飯沼俊雄氏も認めたところである。

そして、飯沼俊雄氏の陳述によると、コマツ社の本市に対する請負のすべては「本社売上高」に計上されているとのことであり、令和３年８月から令和４年７月までを例に挙げれば、「本社売上高」のうち、本市に対する請負は約５２．６％を占めていることから、コマツ社の本市に対する請負は、やはり、同社の「業務の主要部分」を占めていたものと評価するのが至当である。

- ⑦ 証人尋問における飯沼俊雄氏の発言において、本市は重要な顧客であるという発言が３回あったことから、主要部分を占めていたと言える。

エ コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

- ① コマツ社の業務内容及び飯沼俊雄氏の意見聴取からも公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至って

いない。

- ② 現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考ええる。

- ③ 竹内議員と飯沼俊雄氏の付き合いは昭和４７年か４８年ごろからと長年にわたる上、飯沼俊雄氏の発言や住民票を預かった経緯から二人の間には強い絆、信頼関係が結ばれていることが伺える。

本市に対する請負量が多い年で４１％超、直近５年の平均で２８％超であるコマツ社の役員を、上記のように社長との関係性が深い市議会議員が務めることは、職務執行の公正・適正を損なうおそれが典型的に高いと認めざるを得ないと考ええる。

- ④ コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分は超えていないし、飯沼俊雄氏の話からコマツ社の業務の話はしていないことから至っていない。

- ⑤ 関連議案の審議、採決に参加したことについては、法第１１７条の議長及び議員の除斥に抵触する可能性が高いが、本条においても議会の同意があれば会議に参加することが許可されていることから、このこと自体をもって法第９２条の２の議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと判断する要件に該当するとは考えられず、過去の判例でも、そのような解釈は見当たらない。

- ⑥ 本市との取引がコマツ社にとって業務の主要部分であり大変重要度が高いことはこれまでの調査、証言で明らかになった。従って議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いというべきである。一方で、証人尋問において飯沼俊雄氏、竹内議員ともに議員の職務執行の公正、適正をそこなう行動を行っていた事実はないと否定している。実際にコマツ社の本市

への商品の納入価格は比較的低額で請け負っている事実が判明しており、本市に不当な支出や損害を与えたと認定できる事実は判明していない。

- ⑦ 東高判平成15年12月25日によれば、「議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高い」とのことである。なお、ここで言う「議員に就任する前」については、初当選時を基準とするのか、現任期の「再任前」を基準とするのかにつき見解が分かれる余地も認められるが、平成28年10月28日付「地方自治法第92条の2の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」に係る北海道知事の裁決では、「議員に就任する前」を、初当選時ではなく現任期の「再任前」として取り扱っている点に留意する必要がある。そして、竹内議員は、現任期である令和5年5月2日から起算して約5年前の平成30年9月にコマツ社の監査役に就任していることが同社の登記簿謄本にて裏付けられることから、「議員に就任する前」から個人の資格において法人の役員たるコマツ社の監査役に就任していたものと判定すべきである。

なお、竹内議員は、本委員会における答弁にて、「なんらかの役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった」旨主張しているが、一方では役員として登記されることを認識した上で、飯沼俊雄氏に対して本人確認書類として「住民票を提出した」ことを認めている。

また、コマツ社の登記簿謄本によると、竹内議員が同社監査役に就任した平成30年9月の役員改選に際しては、新たに選任する必要があった役員は監査役のみであったことから、監査役候補を探していたことは明らかであり、この点、飯沼俊雄氏も「『知らなかった』って本人は仰っているけど、私から言わ

せれば、忘れていたということだと思います」「多分言ったと思います」という表現ながら、監査役という具体的役職名を竹内議員に告げていた可能性を示唆している。

もし竹内議員が、当時において法第92条の2の規定を承知していなかったのであれば、「なんらかの役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった」旨主張することも理解できるが、竹内議員は、「議員就任当初より地方自治法第92条の2の規定は理解していた」旨主張し、自身が会社経営者であることから、「その辺は気をつけなきゃいけない」との認識を有していたことを認めている。また、「監査役は会社の一端を担う重要なポジション」であるから、「そのようなものは慎まなければならないという認識があった」旨認めており、実際に令和6年2月にコマツ社の監査役に就任していることを自覚した際には、「絶対違反」「すぐにでも辞めたい」との認識に至ったことも吐露している。

以上を踏まえると、「監査役とは聞いていなかった」との主張が仮に真実であったとしても、竹内議員が重大な過失を犯していることは明らかであり、この点、竹内議員自身も「私自身の最大のミス」と認めていることから、「深く考えていなかった」ことは、特段しんしゃくすべき事情には当たらないものと判断すべきである。

したがって、竹内議員が法第92条の2の規定を重々承知していながらこれを遵守するために必要な作業を怠った結果、議員に就任する前から個人の資格においてコマツ社の監査役に就任するに至ったものであり、その後において竹内議員により法第117条の規定に抵触する態様での議事への参与が繰り返されたことから、コマツ社の本市に対する請負の重要度は、「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認

められる程度に至った」ものと判定すべきである。

(2) 竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

ア 飯沼俊雄氏、竹内議員ともに証人尋問において、過去も含めて出資の事実はないことを証言している。竹内議員が出資する明らかな動機や意味があるように思えないことから、出資はなかったと判断するのが妥当と考える。

イ 竹内議員及び飯沼俊雄氏の発言を竹内議員有利に援用し、竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していなかったものと判断した。

(3) 竹内議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

ア 竹内議員が「監査役」に就任していたことは、本会議における弁明において認めているところであり、登記されていたことも確認できることから、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるものと判定すべきである。

イ 「主として同一の行為をする法人」には当たらないと考えるので、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たらない。

ウ 飯沼俊雄氏は本市以外の大口取引は単発のものが多く本市との取引が唯一の継続的な大口取引先であり重要な取引先との認識を発言したことからコマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたことは疑う余地はないことから、コマツ社が法第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たることから、竹内議員は法第92条の2が規定する「監査役」に当たると考える。

(4) 法第92条の2の規定に照らし、竹内議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

ア 竹内議員が令和6年2月に自身がコマツ社の監査役であることが分かった際、「やはり兼業の禁止という、やっぱりルール違反という

のがありますので、できれば一日も早く辞任をしたい」「やはりこれ絶対違反ですから、すぐにでも辞めたいなということで手続を取っていった」と証人尋問で述べている。このことから、竹内議員自身が、法第92条の2に抵触する状態であったと認識していたことが伺える。

イ 竹内議員自らが資格決定要求をしたことから、監査役辞任は当然の行為である。

ウ 監査役を辞任したことが、本委員会で審議すべき法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうかの判断に関し、重要な意味を持つとは思われないとの意見である。

エ 平成28年10月28日付「地方自治法第92条の2の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」に係る北海道知事の裁決では、代表取締役を辞した後であっても法人の経営資料にアクセスできる地位と立場にあったものを「代表取締役に準ずべき者」とであると評価している。確かに、竹内議員は令和6年2月に監査役を辞任している事実は確認できるが、竹内議員が監査役を辞任した後においてもなお、コマツ社との関係が実質的に継続しているのであれば、法第92条の2が規定する「これらに準ずべき者」に当たると考えるのが妥当であり、監査役の辞任のみを殊さらしんしゃくすべきでない点に注意が必要である。

そしてこの点、竹内議員は、令和6年2月に監査役を辞任しているが、コマツ社にとっては本来機密情報とも言うべき『10期比較変動損益計算書』などの経営資料を、本特別委員会からの提出要請は任意とされていたにもかかわらず、本特別委員会に提出した事実が認められるが、この意味するところは、竹内議員は監査役を辞してもなお、コマツ社の機密情報を、コマツ社の利益のためではなく、専ら自己の一身上の利益のために本特別委員会に提出し、公開できる地位と立場に引き続きあるものと解すべきで

ある。

よって、監査役の辞任をもって竹内議員とコマツ社との関係が一切遮断された訳ではないことは明らかであり、監査役を辞任した後においても竹内議員はコマツ社の経営資料にアクセスできる地位と立場にあると考えられることから、竹内議員は法第92条の2が規定する「これらに準ずべき者」とみなすのが相当である。

オ 一定の責任の取り方を示している

- (5) 竹内議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

ア 竹内議員および飯沼俊雄氏の証言によれば、役員報酬、陣中見舞い、政治献金の受領は無かったものと考えられる。

イ 証人尋問において、飯沼俊雄氏、竹内議員ともに金銭等の受領を否定していた。これについては認識違い、記憶違いや偽証である可能性もあるので、確証はない。しかし、さらなる調査を行うとして適当な方法は思いつかない。現実問題としては、今後偽証が判明したら告訴する等の対応を取るのが妥当である。

ウ 一切の報酬をもらっていないとの証言と矛盾する事実や証拠は見つかっていないところであるが、監査役に就任していたことは事実であるので、仮に本人にその認識が無く職務を果たしていなかったとしても、法的責任とリスクは避けられないことから、その対価としての報酬を受け取っていたとしても適正な金額の範囲であれば問題にはならない。適正な金額は社内の事情等にも関わり一概に判断できるものではなく、会社の規模、本市との取引関係に鑑み「議員の職務執行の公正、適正を損なう」おそれを誘発するほどの報酬を支払う合理的な理由は考えにくい。陣中見舞い等についても監査役であれば適法な範囲で協力することは社会通念上想定し得ることであり、報酬と同様に本条審査に影響が及ぶものではない。

エ 竹内議員は当初、金銭等の受領について一切ない旨主張していたが、コマツ社の社員がパーティーに出席していたと、当初の主張を覆した。そこで、飯沼俊雄氏に対し同様の質問をし、確認したところ、会社としてパーティー費用を支出して営業担当者を出席させていたことが判明し、竹内議員はコマツ社にパーティー費用を支出してもらうことで一定の金銭的支援を受けていたものと判断した。

(6) 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

ア 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

① 法第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

② 監査役が会社にとって重要なポジションであり、飯沼俊雄氏の発言から、色が付く役職であることや信用度、安心感につながる役職であることを認識していたことが伺える。

そのポジションに社長と長年にわたる深い関係があったものと考えられる議員が就任することは、例え議員自身が自覚していなかったとしても利害関係に立つこととなり、それを禁止する趣旨が損なわれたと考えざるを得ないものである。

③ 竹内議員本人も、証人尋問の場での謝罪、そして本人としても問題であることを認識したことで監査役を辞任したという証言をしている。コマツ社の監査役を兼業していたことにより、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと判断するのが妥当である。しかし竹内議員が、法が想定する利害関係に立ちそれによりコマツ社または竹内議員が利益を得て本市に不当な損害を与えたかという点については、そのような事実は

明らかになっていない。

- ④ 東高判平成１５年１２月２５日によれば、議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いとのことであり、竹内議員は、現任期である令和５年５月２日から起算して約５年前の平成３０年９月よりコマツ社の監査役を兼業していたことから、議員に就任する前から個人の資格においてコマツ社の監査役に就任していたものであり、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高い状況に置かれていたことが分かる。

そして、竹内議員は、後述するように平成３１年２月定例会において、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながら、法第１１７条の規定に抵触する態様にて議案第７０号「気化式涼風機の購入について」の議事に参与していた事実が認められるほか、令和３年９月定例会においては議案第３５号「学習用タブレット等の購入について」の議事に、また、令和３年１２月定例会においては議案第４８号「市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）について」の議事に、それぞれ法第１１７条の規定に抵触する態様にて議員として参与していた事実も認められる。

ところで、竹内議員は、コマツ社の監査役を兼業した平成３０年９月以降、平成３１年４月と令和５年４月の２度、市川市議会議員一般選挙に立候補しているが、その度に公職選挙法第８６条の４の規定に基づき『市川市議会議員一般選挙候補者届出書』の職業欄に自らの職業を記載し、市川市選挙管理委員会に提出している。そして、当該職業欄の記載に当たっては、立候補届出書類の記載例において職業をできる限り詳細に記載することが求められていることに照らせば、竹内議員はコマツ

社のなんらかの役員に就任することは理解していたのであるから、平成31年4月と令和5年4月の少なくとも2度、飯沼俊雄氏に対し自分が就任している役職につき照会した上で、当該職業欄にその役職を記載しなければならなかったはずである。

したがって、竹内議員に法及び公職選挙法に真摯に向き合う姿勢があったのであれば、これらのタイミングでコマツ社の監査役に就任していた事実を自ら認識できたはずであったにもかかわらず、その後においてコマツ社の監査役を兼業し続け、法第117条の規定に抵触する態様にて議事への参与を繰り返すに至った原因は、専ら竹内議員の故意または重大な過失によるものであり、この点、少なくとも重大な過失があったことは、竹内議員自身が「私自身の最大のミス」と認めていることから明らかである。

以上より、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことにより、議会運営の公正を保障する趣旨が損なわれたこと、また、事務執行の適正を確保する趣旨も損なわれたことは明らかであることから、利害関係に立つことを禁止する趣旨が損なわれたものと判定すべきである。

イ 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、
「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

- ① 法第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。
- ② コマツ社と本市との契約に関する議案3件の議事に、竹内議員は、1件は議長、2件は議員として参与していたことが明らかになっている。これらが法第117条の規定に抵触するものと考えられることから、竹内議員がコマツ社の監査役に就任していたことが、議会運営の公正を保障する趣旨を損なわせてい

たとえざるを得ない。

③ 違法・不当な目的により賛成するなど、議員権限の趣旨に明らかに違背するなどの特別の事情は認められない

④ 竹内議員は、平成31年2月定例会において、コマツ社の監査役を兼業していながら、また、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながら、議案第70号「気化式涼風機の購入について」の議事に法第117条の規定に抵触する態様にて参与していた事実が認められる。

よって、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨は損なわれたものと判定すべきである。

なおこの点、竹内議員は、前々任期においてかかる行為に及んだだけであって、現任期においては法第117条に抵触する態様にて議長としても議員としても議事に参与していない旨主張することも想定されるが、これは単に、現任期においてはコマツ社の本市に対する請負に係る議案が提出されなかっただけの結末であって、しんしゃくすべき事情には当たらないものと判断すべきである。

⑤ 利害関係はなく、本人はその自覚がなかったということも含めて、兼業していたことによって議会運営の公正を保障する趣旨は損なわれていない。

ウ 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

① 法第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

② コマツ社と本市との契約に関する議案3件の議事に、竹内議員は、1件は議長、2件は議員として参与していたことが明ら

かになっている。これらが法第 117 条の規定に触れるものと考えられることから、竹内議員がコマツ社の監査役に就任していたことが、事務執行の適正を確保する趣旨を損なわせていたと考えざるを得ない。

③ 兼業していたことが直接、「事務執行の適正を確保する」趣旨に違反したものではないが、法第 117 条の除斥について、議会の同意を求めていることは「事務執行の適正」に違背したものと判断される。

④ 竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、本人の認識のいかんにかかわらず、コマツ社案件の除斥となるべき議案の採決に参加していたため、不適正な手続で可決された状態で、その後の契約、発注、取引実行が行われたという「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと判断すべき事実があった。

⑤ 竹内議員は、コマツ社の監査役を兼業していながら、令和 3 年 9 月定例会においては議案第 35 号「学習用タブレット等の購入について」の議事に、また、令和 3 年 12 月定例会においては議案第 48 号「市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）について」の議事に、それぞれ法第 117 条の規定に抵触する態様にて議員として参与していた事実が認められる。

かかる竹内議員の行為は、議会の議決を違法たらしめている可能性が極めて高いと解されることから、それら議決に基づく事務の執行は正当性を欠くものと評価すべきであり、竹内議員の行為により、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたものと評価すべきである。

なおこの点、竹内議員は、前任期においてかかる行為を繰り返したただけであって、現任期においては法第 117 条に抵触する態様にて議長としても議員としても議事に参与していない旨

主張することも想定されるが、これは単に、現任期においてはコマツ社の本市に対する請負に係る議案が提出されなかっただけの結末であって、しんしゃくすべき事情には当たらないものと判断すべきである。

第 1 2 討論及び採決

令和 6 年 1 2 月 9 日、それまでの審査の過程を踏まえ、討論及び採決を行った。

1 討論

2 名の委員が竹内議員は議員の資格を有するとの立場から行った討論の概要は、次のとおりである。

- (1) コマツ社と本市の取引は、一般競争入札、見積り合わせの単一の取引が大半であり、同社の業務量の 2 割から 3 割に満たないこと、請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っている事実は確認されなかったことから、判例に照らし、同社は主として同一の行為をする法人に当たらない。よって、竹内議員は兼業禁止規定に該当せず、議員資格を有する。
- (2) 竹内議員が兼業禁止規定を知りながらコマツ社の監査役に就任した行為には、一定程度の責任があるものの、同社と本市の取引には継続性がなく、単発のものであり、同社は、法第 9 2 条の 2 の規定する請負をする法人には該当しない。よって、竹内議員に議員としての資格はないと直ちに導き出せるものではない。

2 採決

竹内議員は議員の資格を有しないとするについて採決を行い、その結果、賛成少数により竹内議員は議員の資格を有するとすることに決定した。

以上

提出委員氏名 丸金 ゆきこ

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の業務内容から、請負関係にはなく、そもそも「主として同一の行為をする法人」にも当たらないと考えるので。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

（1）により業務の主要部分を占めていたとも言えない。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

（1）により飯沼社長の意見聴取からも公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から出資していないのは明らか。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り「主として同一の行為をする法人」には当たらないと考えるので、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「李下に冠を正さず」で辞任されたのではないかと思うが、評価しない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から金銭の受領はない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り法第 92 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り法第 92 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1. の結論の通り法第 92 条の 2 が規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらない会社の監査役になると考えるので趣旨には当たらない。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100 条調査）

対象者_____

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 国松 ひろき

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていなかったと考える。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考えます。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員及びその親族は、コマツ社に対して出資していなかったと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たると考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の社員が竹内清海議員主催の催物に参加するための費用として、同社の経費が充てられていたことから、金銭等を受領していたと考える。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと考える。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと考える。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業し、議長又は議員として、コマツ社との契約議案の議事に参与していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと考える。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 とくたけ純平

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

株式会社コマツは営利を目的とした事業者であり、その上で、飯沼社長によれば40年以上にわたり本市との取引を持っている。そのことから、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたことは明らかである。また、先述のとおり約40年以上にわたり本市との取引関係があり、竹内議員から提出された資料によれば、ここ10年の本市に対する請負量は平均約23%となっている。

その上、2024年10月3日に行なわれた証人尋問にて、飯沼社長は“ほかのお客様は、やっぱりスポット的なものは多いです。次の年が同じものがあるかと言ったら、ないと、あるかどうかとも分からぬということで、ただ市川市さんは継続で、ある程度のものは仕事させていただいている”という趣旨の説明を行なっている。

これらのことから「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものであったことは明らかである。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員が監査役に就任していたここ5年の株式会社コマツの市川市に対する請負量は平均約28%となっている。また、令和3年度には41%を超えている。

このことから請負量が業務の主要部分を占めていたと考えるべきである。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員との付き合いは昭和47年か48年頃からと飯沼社長が述べているように、二人の関係は長年にわたる上、飯沼社長によれば監査役への就任依頼に際して“やっぱりそういう間柄で、友人と言ったらあれですけど、ちょっと名前を貸してよ”といったように依頼をし住民票を預かった経緯が述べられている。これらのことから二人の間には強い絆、信頼関係が結ばれていることが伺える。

市川市に対する請負量が多い年で41%超、直近5年の平均で28%超である株式会社コマツの役員を、上記のように社長との関係性が深い市議会議員が務めることは、職務執行の公正・適正を損なう恐れが典型的に高いと認めざるを得ないと考える。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員、飯沼社長ともに、竹内議員およびその親族が株式会社コマツに出資した
事実はないと断言しており、信頼にあたる証言であると考えてる。

このことから、竹内議員およびその親族が株式会社コマツに出資していたことは無
いと考えてる。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員が株式会社コマツの監査役に就任していたことは自身も認めており、登記
簿上でも明らかである。また、先の項目にて述べたとおり、株式会社コマツが、法
第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たると考える。

これらのことから、竹内議員は法第92条の2が規定する「監査役」に当たると
考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は、2024年2月に自身が株式会社コマツの監査役であると知った際、
「やはり兼業の禁止という、やっぱりルール違反というのがありますので、できれ
ば一日も早く辞任をしたい」「やはりこれ絶対違反ですから、すぐにでも辞めたいな
ということで手続を取っていった」と証人尋問で述べている。このことから、竹内
議員自身が、法第92条の2に触れる状態であったと認識していたことが伺える。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員および飯沼社長の証言によれば、役員報酬、陣中見舞い、政治献金の受領は無かったものと考えられる。

一方、竹内議員および飯沼社長の証言により、株式会社コマツが竹内議員の催し物に参加費を出費していたことが明らかになっている。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

監査役が会社にとって重要なポジションであり、飯沼社長の発言から、“色が付く役職であること”“信用度、安心感に繋がる役職であること”を飯沼社長が認識していたことが伺える。

そのポジションに、社長と長年にわたる深い関係があったものと考えられる市議会議員が就くことは、例え議員自身が意識していなかったとしても利害関係に立つこととなり、それを禁止する趣旨が損なわれたと考えざるを得ないものである。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

株式会社コマツと市川市との契約に関する議案3件の議事に、竹内議員は1件は議長、2件は議員として参与していたことが明らかになっている。これらが法第117条の規定に触れるものと考えられることから、竹内議員が株式会社

コマツの監査役に就任していたことが、議会運営の公正を保障する趣旨を損な
わせていたと考えざるを得ない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

6の(2)で述べたことと同様の理由により、竹内議員が株式会社コマツの監
査役に就任していたことが、事務執行の適正を確保する趣旨を損なわせていた
と考えざるを得ない。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者_____

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 公明党 宮本均 西村敦 中村よしお

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

長年に渡り市川市と取引関係にあるが、その内容は一般競争入札、見積もり

合わせの結果の取引が大半であり、（株）コマツの取り扱い業務量の2～3割に満たないものである。一定期間にわたる継続性、反復性を有する取引関係に立つものではない。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1.（1）2の結論通り、業務の主要部分を占めるものではない。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる事実は確認されなかった。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資の事実を確認されなかった。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

法第92条の2が規定する法人に当たらないので「監査役」に当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員自ら資格決定要求し監査役辞任は当然の行為である。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領していた事実は確認されなかった。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれた事実は確認されなかった。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれた事実は確認されなかった。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれた事実は確認されなかった。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 石原 たかゆき

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていなかったと考える。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考え。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員及びその親族は、コマツ社に対して出資していなかったと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たると考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の社員が竹内清海議員主催の催物に参加するための費用として、同社の経費が充てられていたことから、金銭等を受領していたと考える。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと考える。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと考える。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業し、議長又は議員として、コマツ社との契約議案の議事に参与していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと考える。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

★ 飯沼氏から依頼された際、きちんと役職を確認しなかったことは
飯沼氏自身、反省すべきだと考へます。監査役として
登言をされていたことも知らなかったことと思う。提出委員氏名 廣田 徳子 No. 1

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）
第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引
契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間
にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有す
るもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

主として同一の行為をする法人である。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場
合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

割合から占めているとは言っていない

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場
合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損
なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

半分は超えていないし、相方の話から仕事の話はしていないことから、
至っていない

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

していないと思われる

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

登記されていたが、「監査役」の仕事はしていないと思われる。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

当然のこと、

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領していないと思われる

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号 _____

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 _____

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 堀内 しんご

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社と本市は一定期間にわたる継続的な取引関係があったと考えます。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

主要部分を占めていないと考えます。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

特に至っていないと考えます。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資はしていないと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

当たらないと考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

特に評価すべきものではない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領はなかった。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 にしむた 勲

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

都度入札による納入等の取引であり、リース契約のような一定期間の継続的
反復的取引が約束されたものではない。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本市が重要な取引先であったと認められるが、いくつかの重要顧客の一つに
過ぎず、継続的、反復的取引関係により安定的な収益源として業務の主要部分
を占めていたとは認定できない。

- （4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

これまでの調査で「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に
高いと認められる」事実とは認められない。関連議案の審議、採決に参加したこ

とについては、地方自治法 117 条の議長及び議員の除斥に抵触する可能性が高いが、本条においても議会の同意があれば会議に参加することが許可されていることから、このこと自体をもって 92 条の 2 の議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと判断する要件に該当するとは考えられず、過去の判例でも、そのような解釈は見当たらない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資していた事実はないと判断される。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

質問の趣旨が判然としないが、主として同一の行為をする法人としての関係私企業該当性という意味での監査役に該当するかという趣旨であれば、該当しないと判断される。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

監査役を辞任したことが、本委員会で審議すべき法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうかの判断に関し、重要な意味を持つとは思われないとの意見である。あえて回答すれば、竹内議員の「監査役に就任していたことは認識していなかった」という説明は、内心の事実で証明の仕様がなく、信頼性について判断ができないところではあるが、その説明と明らかに矛盾する事実も見つかっていない以上、監査役辞任については、就任している事実を知ってから対処したという説明も成り立ち得ると解すべきであろう。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一切の報酬をもらっていないとの証言と矛盾する事実や証拠は見つかっていないところであるが、監査役に就任していたことは事実であるので、仮に本人にその認識が無く職務を果たしていなかったとしても、法的責任とリスクは避けられないことから、その対価としての報酬を受け取っていたとしても適正な金額の範囲であれば問題にはならない。適正な金額は社内の事情等にも関わり一概に判断できるものではなく、会社の規模、本市との取引関係に鑑み（仮に本市との取引から得られたと想定される利益を基準として、それを得るために監査役報酬を上乗せしたと仮定しても社会通念上の監査役報酬を大幅に上回るとは想定できず）「議員の職務執行の公正、適正を損なう」恐れを誘発するほどの報酬を支払う合理的な理由は考えにくい。陣中見舞い等についても監査役であれば適法な範囲で協力することは社会通念上想定し得ることであり、報酬と同様に本条審査に影響が及ぶものではない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

議員が会社の役員等である場合に利害関係に立つために議員であることができないのは、当該会社が「(請負と) 主として同一の行為をする」場合に限定されている。この要件該当性に関する最高裁判例等による一般的な準則は、地方公共団体に対する請負量が法人全体の業務量の半分以上を超える場合、もしくは当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正・適正を損なうおそれが典型的に高い場合である。具体的には当該法人と議員との関係が密接である場合、すなわち議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や、個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合などが、職務執行の公正・適正を損なうおそれが典型的に高い場合とされる。以上の法第92条の2の趣旨に照らし、本件が「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと断定できる客観的な事実、要素、証拠は認められず、利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれた事実はないと結論付けざるを得ない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 ☒ 無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「違法・不当な目的により賛成するなど、議員権限の趣旨に明らかに違背するなどの特別の事情は認められない」

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

兼業していたことが直接、「事務執行の適正を確保する」趣旨に違反した
ものではないが、地方自治法 117 条の除斥について、議会の同意を求めて
いないことは「事務執行の適正」に違背したものと判断される。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100 条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100 条調査）

1._____

2._____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 小泉 文人

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものの、コマツ社と本市との各契約行為は独立して契約されているため、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものではなかったと考える。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていなかったと考える。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

現在の任期の選挙前より個人の資格において監査役に就任していたことにより議員の職務執行の公正、適正を損なっていた可能性があると考えます。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員及びその親族は、コマツ社に対して出資していなかったと考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たると考える。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の社員が竹内清海議員主催の催物に参加するための費用として、同社の経費が充てられていたことから、金銭等を受領していたと考える。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと考える。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと考える。

- (3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業し、議長又は議員として、コマツ社との契約議案の議事に参与していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと考える。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

- ・どのような調査が必要とお考えですか。

- ・論点番号_____

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 石原よしのり

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼氏は宣誓証言で本市との業務取引がコマツ社にとって一定期間にわたる継続的な取引であることを認めている。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼氏は本市以外の大口取引は単発のものが多く本市との取引が唯一の継続的な大口取引先で重要な取引先であるとの認識を証言した。コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたことは疑う余地はない。

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負量は全体の請負量の3割程度で半分以上を超えていないことは提出証拠で明らかになった。しかし本市にとの取引がコマツ社にとって業務の主要部分であり大変重要度が高いことはこれまでの調査、証言で明

らかになった。従って議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いというべきである。

一方で、宣誓証言で飯沼氏、竹内議員ともに議員の職務執行の公正、適正をそこなう行動を行っていた事実はないと否定している。実際にコマツ社の本市への商品の納入価格は比較的低額で請け負っている事実が判明しており、本市に不当な支出や損害を与えたと認定できる事実は判明していない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼氏、竹内議員ともに宣誓証言で過去も含めて出資の事実はないことを証言している。これまでの調査や背景を考慮しても竹内議員が出資する明らかな動機や意味があるように思えないことから、出資はなかったと判断するのが妥当と考える。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

実際に監査役に就任しそれを登記していたことから法92条の2が規定する「監査役」に当たることは明白である。

ただし、竹内議員が実際の監査役に当たる業務を行っていたかどうかについては、飯沼氏、竹内議員の宣誓証言から、監査役就任時に住民票を提出した以外には会社の経営にも運営にも全く関与しておらず、監査業務も果たしていなかったことから、実質的には「監査役」の役割は担っていなかったものと思われる。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は法92条の2の兼業禁止の規定は知っていたが、そのことを自分事と考えずに大して気にも留めていなかったようである。世の中で議員の兼業禁止の問題が話題になった際、コマツ社から竹内議員が監査役に就任していて大丈夫かとの打診があり、初めて本市と取引のある会社の監査役になっていたことの重大性に気がつき、慌てて辞任したというのが経緯のようだ。お粗末と言わざるを得ないが、その時に辞任をしたことに特に疑問はない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓証言において、飯沼氏、竹内議員ともに金銭等の受領を否定していた。これについては認識違い、記憶違いや偽証である可能性もあるので、確証はない。しかし、さらなる調査を行うとして適当な方法は思いつかない。現実問題としては、今後偽証が判明したら告訴する等の対応を取ると当事者間で確認しておくのが妥当。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員本人も、証人尋問の場での謝罪、そして本人としても問題であることを認識したことで監査役を辞任したという証言をしている。コマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたと判断するのが妥当。

しかし竹内議員が、法が想定する利害関係に立ちそれによってコマツ社、ま

たは竹内議員が利益を得て本市に不当な損害を与えたかという点については、
そのような事実は明らかになっていない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、本人の認識のい
かんにかかわらず、コマツ社案件の議決で除斥となるべきであるにもかかわらず
採決に加わったといった「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたと
判断すべき事実があった。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、本人の認識のい
かんにかかわらず、コマツ社案件の議決で除斥となるべき議案で採決に参加し
ていたため、不適正な手続きで承認された状態で、その後の契約、発注、取引
実行が行われたという「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたと判断
すべき事実があった。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員の弁明によると、コマツ社は「事務機器などを販売する会社」とのことであり、「市川市が物品購入の必要が生じたときに、随意契約や入札などにより売買」をしていたものと認められることから、コマツ社は本市に対し、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものと判定すべきである。

同じく竹内議員は、コマツ社は本市に対し、「過去10年間で平均23.97%、直近5年間でも平均28.6%」の請負量があったことを認めているが、コマツ社社長飯沼氏（以下、「飯沼氏」という。）の陳述によると、コマツ社と本市との取引は「40年以上に及ぶ」とのことである。

以上より、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったと判定すべきである。

- （2）（整理済）
- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか
1. 更なる調査の必要性 有・**無**
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負は、たまたま臨時に物品を販売するような単なる一取引をなすにとどまっていたわけではなく、竹内議員の弁明によると、総売上高に占める本市に対する請負の割合は「直近５年間でも平均 28.6%」に及んでいるとのことであり、過去５年間に限っても「継続的な取引関係に立つ」ものであり、一定の時間的継続性や反復性を有するものと認められる。なお、飯沼氏の陳述によると、本市との取引は「40 年以上に及ぶ」とのことである。

加えて、竹内議員が提出した資料4『株式会社コマツと市川市の取引』によると、令和3年8月から令和4年7月までにおけるコマツ社の「純売上高」に対する「市の支払額」は「売上割合」の「41.4%」に達していることから、コマツ社の本市に対する請負の量は、同社全体の請負量の半分を超えていないものの、コマツ社の業務の4割超に達しており、同社の「業務の主要部分」を占めていたことは明らかである。

また、竹内議員が提出した資料『10 期比較変動損益計算書』によると、コマツ社の売上は、「本社売上高」の他、「学校売上高」「サービス料収入」などで構成されていることが分かるが、令和3年8月から令和4年7月までにおけるそれぞれの「売上高」の総売上高に占める割合は、「本社売上高」が約86.7%、「学校売上高」が約12.1%、「サービス料収入」は約1.2%であることから、コマツ社においては「本社売上高」が業務の主要部分を占めているものと判定すべきであり、この点は、飯沼氏も認めたところである。

そして、飯沼氏の陳述によると、コマツ社の本市に対する請負のすべては「本社売上高」に計上されているとのことであり、令和３年８月から令和４年７月までを例に挙げれば、「本社売上高」XXXXXXXXXX円のうち、本市に対する請負はXXXXXXXXXX円と、約 52.6%を占めていることから、コマツ社の本市に対する請負は、やはり、同社の「業務の主要部分」を占めていたものと評価するのが至当である。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

東高判平成 15 年 12 月 25 日によれば、「議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高い」とのことである。なお、ここで言う「議員に就任する前」については、初当選時を基準とするのか、現任期の「再任前」を基準とするのかにつき見解が分かれる余地も認められるが、平成 28 年 10 月 28 日付「地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」に係る北海道知事の裁決では、「議員に就任する前」を、初当選時ではなく現任期の「再任前」として取り扱っている点に留意する必要がある。

そして、竹内議員は、現任期である令和 5 年 5 月 2 日から起算して約 5 年前の平成 30 年 9 月にコマツ社の監査役に就任していることが同社の登記簿謄本にて裏付けられることから、「議員に就任する前」から個人の資格において法人の役員たるコマツ社の監査役に就任していたものと判定すべきである。

なお、竹内議員は、本委員会における答弁にて、「なんらかの役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった」旨主張しているが、一方では役員として登記されることを認識した上で、飯沼氏に対して本人確認書類として「住民票を提出した」ことを認めている。

また、コマツ社の登記簿謄本によると、竹内議員が同社監査役に就任した平成 30 年 9 月の役員改選に際しては、新たに選任する必要があった役員は監査役のみであったことから、コマツ社は監査役候補を探していたことは明らかであり、この点、飯沼氏も「『知らなかった』って本人は仰っているけど、私から言わせれば、忘れていたということだと思います」「多分言ったと思います」という表現ながら、監査役という具体的役職名を竹内議員に告げていた可能性を示唆している。

もし竹内議員が、当時において地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2の規定を承知していなかったのであれば、「なんらかの役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった」旨主張することも理解できるが、竹内議員は、「議員就任当初より地方自治法第92条の2の規定は理解していた」旨主張し、自身が会社経営者であることから、「その辺は気をつけなきゃいけない」との認識を有していたことを認めている。また、「監査役は会社の一端を担う重要なポジション」であるから、「そのようなものは慎まなければならないという認識があった」旨認めており、実際に令和6年2月にコマツ社の監査役に就任していることを自覚した際には、「絶対違反」「すぐにでも辞めたい」との認識に至ったことも吐露している。

以上を踏まえると、「監査役とは聞いていなかった」との主張が仮に真実であったとしても、竹内議員が重大な過失を犯していることは明らかであり、この点、竹内議員自身も「私自身の最大のミス」と認めていることから、「深く考えていなかった」ことは、特段斟酌すべき事情には当たらないものと判断すべきである。

従って、竹内議員が法第92条の2の規定を重々承知していながらこれを遵守するために必要な作業を怠った結果、議員に就任する前から個人の資格においてコマツ社の監査役に就任するに至ったものであり、その後において竹内議員によって法第117条の規定に抵触する態様での議事への参与が繰り返されたことから、コマツ社の本市に対する請負の重要度は、「議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至った」ものと判定すべきである。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員の答弁並びに飯沼氏の陳述を竹内議員有利に援用し、竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していなかったものと判断した。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

この点については、竹内議員も「監査役」に就任していたことを本会議における弁明で認めているところであり疑義を挟む必要はない。

加えて、竹内議員は監査役として登記されていることから、法第92条の2が規定する「監査役」に当たるものと判定すべきである。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無
2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

平成28年10月28日付「地方自治法第92条の2の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」に係る北海道知事の裁決では、代表取締役を辞した後であっても法人の経営資料にアクセスできる地位と立場にあったものを「代表取締役に準ずべき者」とであると評価している。

確かに、竹内議員は令和6年2月に監査役を辞任している事実は確認できるが、竹内議員が監査役を辞任した後においても尚コマツ社との関係が実質的に継続しているのであれば、法第92条の2が規定する「これらに準ずべき者」に当たると考えるのが妥当であり、監査役の辞任のみを殊更斟酌すべきでない点に注意が必要である。

そしてこの点、竹内議員は、令和6年2月に監査役を辞任しているが、コマツ社にとっては本来機密情報とも言うべき『10期比較変動損益計算書』などの経営資料を、本委員会からの提出要請は任意とされていたにもかかわらず、本委員会に提出した事実が認められるが、この意味するところは、竹内議員は監査役を辞しても尚、コマツ社の機密情報を、コマツ社の利益のためではなく、専ら自己の一身上の利益のために本委員会に提出し、委員に公開できる地位と立場に引き続きあるものと解すべきである。

よって、監査役の辞任を以て竹内議員とコマツ社との関係が一切遮断された訳ではないことは明らかであり、監査役を辞任した後においても竹内議員はコマツ社の経営資料にアクセスできる地位と立場にあると考えられることから、竹内議員は法第92条の2が規定する「これらに準ずべき者」とみなすのが相当である。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は当初、金銭等の受領について「一切ない」旨主張していたが、質疑を繰り返されると、「会社（コマツ社）の人がパーティーに出席していた」と、当初の主張を覆した。そこで、飯沼氏に対し同様の質問をし、この点確認したところ、「会社としてパーティー費用を支出して営業担当者を出席させていた」ことが判明し、その後は竹内議員もコマツ社の社員がパーティーに出席していることを認めたことから、竹内議員はコマツ社にパーティー費用を支出してもらうことで一定の金銭的支援を受けていたものと判断した。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有 （無）

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

前述の通り、東高判平成 15 年 12 月 25 日によれば、「議員が議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高い」とのことであり、竹内議員は、現任期である令和 5 年 5 月 2 日から起算して約 5 年前の平成 30 年 9 月よりコマツ社の監査役を兼業していたことから、「議員に就任する前」から個人の資格においてコマツ社の監査役に就任していたものであり、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高い状況に置かれていたことが分かる。

そして、竹内議員は、後述するように平成 31 年 2 月定例会において、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながら、法第 117 条の規定に抵触する態様にて議案第 70 号「気化式涼風機の購入について」の議事に参与していた事実が認められるほか、令和 3 年 9 月定例会においては議案第 35 号「学習用タブレット等の購入について」の議事に、また、令和 3 年 12 月定例会においては議案第 48 号「市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）につい

て」の議事に、それぞれ法第 117 条の規定に抵触する態様にて議員として参与していた事実も認められる。

ところで、竹内議員は、コマツ社の監査役を兼業した平成 30 年 9 月以降、平成 31 年 4 月と令和 5 年 4 月の 2 度、市川市議会議員一般選挙に立候補しているが、その度に公職選挙法第 86 条の 4 の規定に基づき『市川市議会議員一般選挙候補者届出書』の職業欄に自らの職業を記載し、市川市選挙管理委員会に提出している。そして、当該職業欄の記載に当たっては、立候補届出書類の記載例において「職業をできる限り詳細に記載」することが求められていることに照らせば、竹内議員はコマツ社の「なんらかの役員に就任することは理解していた」のであるから、平成 31 年 4 月と令和 5 年 4 月の少なくとも 2 度、飯沼氏に対し自分が就任している役職につき照会した上で、当該職業欄にその役職を記載しなければならなかったはずである。

従って、竹内議員に地方自治法及び公職選挙法に真摯に向き合う姿勢があったのであれば、これらのタイミングでコマツ社の監査役に就任していた事実を自ら認識できたはずであったにもかかわらず、その後においてコマツ社の監査役を兼業し続け、法第 117 条の規定に抵触する態様にて議事への参与を繰り返すに至った理由は、専ら竹内議員の故意または重大な過失によるものであり、この点、少なくとも重大な過失があったことは、竹内議員自身が「私自身の最大のミス」と認めていることから明らかである。

以上より、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことにより、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたこと、また、「事務執行の適正を確保する」趣旨も損なわれたことは明らかであることから、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたものと判定すべきである。

- (2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は、平成31年2月定例会において、コマツ社の監査役を兼業しながら、また、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながら、議案第70号「気化式涼風機の購入について」の議事に法第117条の規定に抵触する態様にて参与していた事実が認められる。

よって、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨は損なわれたものと判定すべきである。

なおこの点、竹内議員は、前々任期においてかかる行為に及んだだけであって、現任期においては法第117条に抵触する態様にて議長としても議員としても議事に参与していない旨主張することも想定されるが、これは単に、現任期においてはコマツ社の本市に対する請負に係る議案が提出されなかっただけの結末であって、斟酌すべき事情には当たらないものと判断すべきである。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は、コマツ社の監査役を兼業しながら、令和3年9月定例会においては議案第35号「学習用タブレット等の購入について」の議事に、また、令和3年12月定例会においては議案第48号「市川市文化会館用備品の購入（机、椅子等）について」の議事に、それぞれ法第117条の規定に抵触する態様にて議員として参与していた事実が認められる。

かかる竹内議員の行為は、議会の議決を違法たらしめている可能性が極めて高いと解されることから、それら議案に基づく事務の執行は正当性を欠くものと評価すべきであり、竹内議員の行為によって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたものと評価すべきである。

なおこの点、竹内議員は、前任期においてかかる行為を繰り返しただけであって、現任期においては法第117条に抵触する態様にて議長としても議員としても議事に参与していない旨主張することも想定されるが、これは単に、現任期においてはコマツ社の本市に対する請負に係る議案が提出されなかっただけの結末であって、斟酌すべき事情には当たらないものと判断すべきである。

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法等を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100 条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者 _____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。

提出委員氏名 松永 鉄兵

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本事業者の取引は、請負関係にあるとは見なされないものと考えます。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

請負取引はごくわずか

（4）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

そもそも請負関係にない

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資なし

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本事業者は請負事業者と言えない

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一定の責任の取り方を示している

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・☒無

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

無し（受領していない）

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損ねていない（むしろ入札停止になっている）

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

1. 更なる調査の必要性 有・**無**

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない

今後必要となる調査について

更なる調査が必要な場合はその方法を記入してください。

・どのような調査が必要とお考えですか。

・論点番号_____

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者_____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

提出を求める者_____

※複数ある場合は、欄を追加するか別紙でご提出ください。